



相談しやすい、分かりやすい
信頼と安心をお届けします

きりん通信No.103

発行:きりん人事労務管理事務所
〒333-0844埼玉県川口市上青木 3-12-63
SKIPシティ彩の国ビジュアルプラザ 904・905
TEL 048-423-2395 FAX 048-423-2394
URL : <https://www.sr-kirin.jp/>
e-mail : kirin@sr-kirin.jp



2024年(令和6年)5月号

重要

定額減税制度 準備はいかがですか？

令和6年6月支給給与から、所得税の減税「定額減税制度」を実施することとなりました。皆さん、準備はいかがでしょうか？

定額減税制度の概要と、減税対象者

「デフレ完全脱却のための総合経済対策」において、賃金上昇が物価高に追い付いていない国民の負担を緩和するための措置として、所得税および個人住民税についての定額特別控除（定額減税）を実施します

- 【対象者】 (1)本人 (2)同一生計配偶者 (3)扶養親族
- 【減税額】 (1)所得税から3万円/1人 (2)住民税から1万円/1人

例:本人・配偶者・小学生1・大学生1 ※所得要件は満たすものとする
→→→ 所得税12万円 / 住民税4万円 計16万円減税

6月1日以降の賃金計算で、上記の金額に達するまで、所得税を減税します。

5月中に、扶養親族の数に変動がないかの確認を実施しましょう。

住民税については、6月控除をスキップし、7月から11分割での特別徴収となります。

※詳細要件は、国税庁特設サイトをご確認下さい。



[定額減税 特設サイト](#)



きりん事務所の給与計算企業には、全従業員向けお知らせをご提供しております。Mykomonをご確認下さい。

要チェック

令和6年度「下請取引適正化推進月間」キャンペーン標語

中小企業庁・公正取引委員会は、従来から下請法の効果的な運用と違反行為の未然防止や法令順守指導など下請け取引の適正化を推進しています。最近では労働時間の上限規制強化の流れから活動が活発ですね。

5月8日から6月5日まで、「**労務費の適切な転嫁を通じた取引適正化**」をテーマに標語を募集しています。昨年の特選作品をご紹介します。今年は、私も応募してみようと思います！

……………令和5年特選標語 「見直そう」 その一言で 救われる……………

要チェック

「競業禁止義務の明確化について 厚労省の取組と裁判例

2018年に、初めて国が「副業・兼業の促進に関するガイドライン」を策定し、副業元年とされています。同時期に労働時間上限の規制強化が始まり、雇用の時間を縮小し副業を推進しているのでしょうか。そんな時代背景もあるのか、最近、競業問題についてのご相談が増えました。令和6年4月17日厚生労働省・公正取引委員会などで開催した会議では、競業禁止義務についての学説・判例が公表されたのでご紹介します。

競業禁止義務とは・・・所属企業と競業する業務を行わない義務

【在職中】信義則上、労働契約の付随義務として競業禁止義務が認められることで学説・裁判例とも一致

【退職後】不正競争防止法にいう営業秘密を「使用した競業」は制限され得る。ただし、法的根拠として、

「就業規則にその定めがある場合に限り、競業禁止義務が認められる」という説が有力

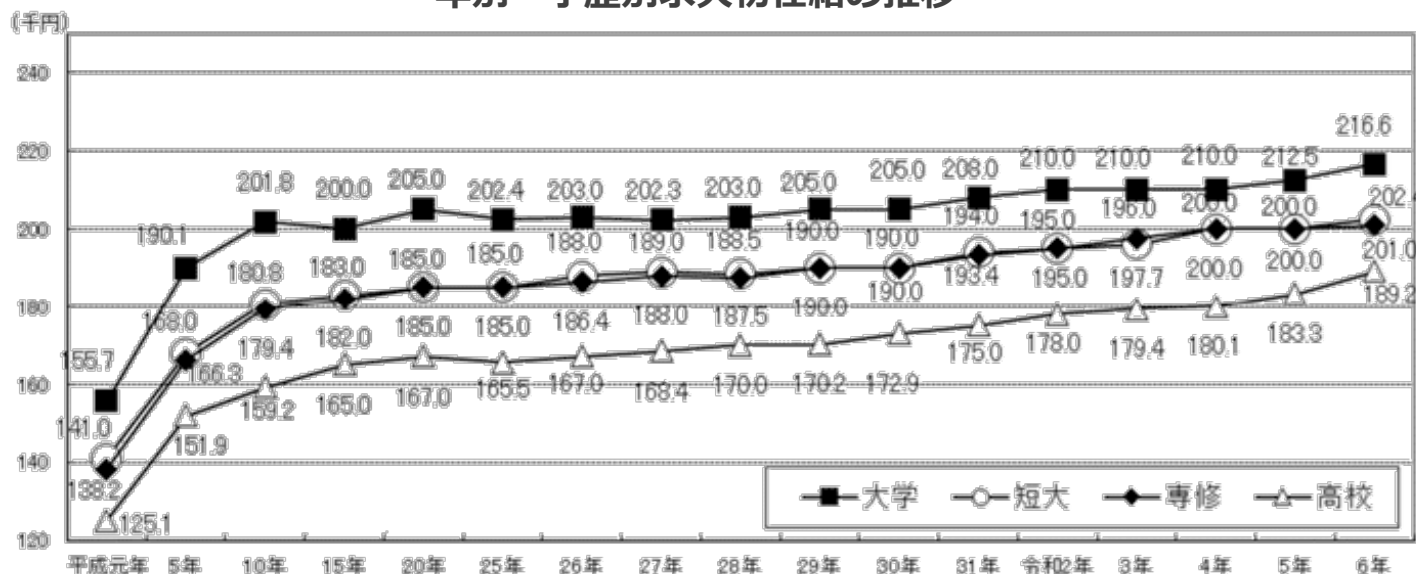
きりん人事労務管理事務所のホームページに資料全文を掲載しましたので、ご興味のある方はご覧ください。

調査結果

大卒者21.7万円 高卒者18.9万円 東京労働局 初任給調査

東京労働局は、令和6年3月新規学卒者の求人初任給調査結果をまとめました。大学卒は21.7万円で、前年結果と比べて2.4%増加しています。高校卒は4.1%増の18.9万円でした。

年別・学歴別求人初任給の推移



調査は都内八ローワークで受理した求人票記載の初任給を集計したものです。「定期的に支払われる賃金」について、中位数を算出しました。大学卒の産業別の水準は、建設業22.8万円が最も高くなっています。このほか求人申込み件数の多い産業では、製造業と情報通信業が22.0万円、卸売業・小売業が21.6万円、医療・福祉が20.6万円となっています。高校卒は、卸売業・小売業18.7万円、宿泊業・飲食サービス業18.6万円、製造業18.4万円でした。

おらせ HP受付期間伸びました

ご縁あって、現在きりん事務所では、WEBデザイナーを外向受け入れ中です。きりん事務所のHPリニューアルが大分落ち着きましたので、3社ずつ限定でご希望承ります。

現在は、求職者の殆どがHPを見てから応募を決めています。

お取引先はもちろん、役所の方もHPを見て企業の確認をしています。「取り合えず作らなきゃ」とは言え、会社の品位を落とすものをネット上にあげて欲しくはありません。

「手の込んだものでなくていいけれど、企業イメージを大切にしたいシンプルなもの、費用は抑えたい！」

というニーズ限定、きりん事務所顧問先限定のHP作成サービスを期間限定で承ります。限定ばかりで恐縮ですが、内容をしっかり相談して作りたい場合は、別途お見積りの通常費用(50万円~70万円)となります。基本的にサーバーの設定は必要になるので、12万円+5万円とお考え下さい。QRコードは、きりん事務所作成シンプルプラン第1号のHPです。<https://civilwork.jp/>

ご希望の方は、お早めにご相談下さい。

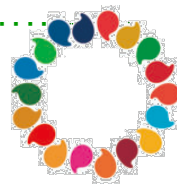
顧問先限定
「シンプルプラン」 **120,000円**

レンタルサーバー、独自ドメイン設定費用+50,000円



.....今年、イメージアップ支援に力を入れています.....

★「従業員に訴えられても負けない企業」を目指すより、従業員が訴えたいと思うことなどない「社員から信頼される企業」を目指したい。皆さんの就業規則の整備は大分万全になってきたと思います。いつまでも油断は大敵ですが、きりんの規則があれば、労働審判になっても慌てることはない、と思っています。今年はSDG'sや健康経営の認証マーク取得など、前向き上向き、従業員も楽しくなるようなプラスのご提案をしていきたいと思っています。 ※今年3月にきりん事務所取得しました!



埼玉県
SDGsパートナー

◆ジェームズ・アレンの名言◆

私たちが受け取ることのできるものは、

私たちが欲しがらるものではなく、私たちが受け取るにふさわしいものなのです。

世界的ベストセラー「原因と結果の法則」の著者であるジェームズ・アレン。私は労働局勤務時代の開業直前に、アレンの著書 AS A MAN THINKETH「人は心の中で考えたとおりの人間になる」という本を4回読みました。今読み返すと、当時とはまた違った感覚を覚えます。私にとって「仕事」とは自己実現。全ての人がある風にして仕事を捉えられるようになったら幸せな社会になるのでは?というのが私の社労士としての使命なのかなあと、最近はその風を感じています。今月は1864年誕生。イギリスの作家ジェームズ・アレンの名言をご紹介します。